

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○丹羽委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 本日の法案審議は、いわゆる無年金者救済法、そういう法案でございます。

これはもともとは、旧民主党政権時代に、日本は大変厳しい、厳し過ぎるルールがある、延べ二十五年間保険料を払っていなければ、老後、一円ももらえないし、保険料は全額没収される、こういう大変厳しい、先進国の中では余りない厳しいルールだった、これを先進国並みに十年以上というところで受給資格を発生させようというところで、旧民主党政権のときに法案を国会に提出して、国会で成立をいたしました。

今回はその施行期日を変えろという改正案だということでありませうけれども、ぜひ大臣、これはちゃんと宣伝と周知をしないと、実際に十年以上払っている方が気づかずに、申請をしない。日本は申請主義でありますから、自動的に年金が

振り込まれるわけでないわけですし、これを個別に通知するなり、あるいは、住所がわからない方もたくさんおられますので、そういう方にもお知らせをする。

そして、もう一つは、今までは延べで二十五年払っていないともらえないから、消えた年金問題とか空期間についても、ああ、どうせ、ねんきん便が来たけれども、名寄せ便が来たけれども、自分はこの記録が見つかって十五年ぐらいにしか最大ならないから、無駄だからやめておこう、こういう方もいっぱいいらっしゃるんですね。

ところが、十年以上あればこれからもらえるところから、消えた年金問題についてもまた新たなステージになるし、あと空期間も、これは意外に知られていないんですけれども、専業主婦の方でいうと、昭和三十六年から昭和六十一年までは任意加入の国民年金のときですから、このときは入っていないなくても空期間として算定できるんですね。ですから、一年しか払っていないんですけど、空期間が九年以上あれば年金をもらえるんですよ。ですから、そういうことがほとんど知られていないということ、これはぜひ、今回、十年以上で受給権が発生するというところで、また実務が相当、それだけでなくて、全体が変わってくると思いますので、幅広く御検討いただきたいということ、これはお願いとして申し上げます。

そして、今回も、先ほど御答弁いただきましたけれども、ふえる年金は、平均二万円とか、厚生年金を入れてもそれにプラスアルファだということ、非常に少ないわけでございますが、これは

ある意味では当たり前の措置だと我々は考えております。

その中で、先ほど来議論されているいわゆる年金カット法案でどんな年金が減っていくところに、本当に、どこで歯どめがあるのか、我々はこの問題意識を持っておりまして、私の理解では、歯どめというのは、今法律にも書いてございますけれども、所得代替率が五〇パーを切らない、五年以内に切る場合には措置をする、つまり抜本改革する、こういうふうな法律に書いてある。つまり、年金制度を見直す唯一のトリガーが日本は所得代替率、こういうふうな法律で書いてあるというふうな理解しておりますが、ほかの先進国でこういう国はあるんですか。

○塩崎国務大臣 まず、平成十六年の改正法がございますが、財政検証において、次の財政検証が行われるまでの五年間にモデル世帯の所得代替率が五〇%を下回ることが見込まれる場合には、所要の検討を行い、マクロ経済スライド調整期間の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担のあり方について検討を行い、所要の措置を講ずるものと規定をされているというふうな、今御指摘のとおり、法律に、いわゆる所得代替率のことに關して、トリガーとおっしゃいましたが、そういう措置を講ずるということに相なっているわけでございます。

かつて、GPIFの評価損の問題で、すぐに何か年金支給額にかかわるようなことになるんじゃないかという御質問が玉木委員からあって、いろいろな議論がありましたけれども、そういう意味

では、この五〇%よりはるかに高い今の段階でそんなことがあることはあり得ないということでもあるわけですが、おっしゃるとおり、今、トリガーという意味では、ある意味、そういうこととあります。

二十六年の財政検証で、日本経済が再生をし、高齢者、そしてまた女性の労働参加が進むという前提で、また、将来の所得代替率は五〇%を上回るだろうということが確認をされたわけでありま

す。

この所得代替率については、報酬比例部分と基礎年金部分に分けて算出をしていることはもう御案内のとおりでありまして、これによって、将来の基礎年金の所得代替率が低下することが実は平成二十六年の財政検証で明らかとなったわけでございます。

このため、平成二十四年の一体改革の大綱など、それから三党合意、ここにもありましたが、今回、賃金の低下に合わせた年金額の改定ルールを、あらゆる事態に備える意味で、デフレ経済下におけるルールの見直しを法案に盛り込んでいるところでありまして、こうしたことで、財政検証は、単に所得代替率が五〇%を上回るか否かを確認するためだけのものではなくて、その分析を通じて、政策として対応が必要な課題を明らかにするためのものであるわけでございます。

なお、我が国のように、保険料の上限を固定した上で給付水準を調整する国というのは、承知している範囲ではございませんで、我が国同様に、所得代替率のみをトリガーとした仕組みを持つ国

も承知はしておらないところでございます。

○長妻委員 大臣が最後におっしゃったように、日本は所得代替率のみを年金抜本改革見直しのトリガーとしている、これは法律でありますけれども、そういう体系なんです。

そこで私は、前回の質疑でも、では、所得代替率となるものが本当に国民の実感からして正しいのかと。所得代替率、半分は維持できますよ、それを切るときは抜本改革します、半分までは大丈夫ですから安心してください、簡単に言うと、こういうことが本当に適切なのか、唯一のトリガーが所得代替率でいいのかという問題意識をぜひ共有していただきたいというふうに思うんです。これは、別に与野党問わず、私は共有できる問題意識だと思えます。

そこで、所得代替率の話でございますけれども、今の所得代替率は、ちよつと言葉がややこしいので、ネットという言葉で、額面から社会保険料や税金を引いた後の手取りをネットと呼ぶ、グロスは額面、こういうふうな用語の整理をした上で、今のモデル世帯の所得代替率は、御存じのように、ネット分のグロスになつていて、六二・七%、二〇一四年時点でございます。

その時点で、前回も塩崎大臣が答弁されましたように、ネット分のネットであると五三・九%、グロス分のグロスでありますと五〇・九%ということで、改めて私は驚いたわけでございますけれども、これが、ネット分のネットあるいはグロス分のグロスがそれぞれ五〇%を切るのは、何年後に切るのか、ぜひ教えていただければ。これは事

前に試算をさせていただいたと聞いておりますので、よろしく願います。

○塩崎国務大臣 先般のやりとりに関して、一部報道で誤った報道があったことは極めて残念なことと、長妻委員が前向きなお考えをということでもありまして、報道にも正確性を私どもとしても期待したいというふうに思うわけでございます。私たちも抗議を正式に申し上げ、きょう訂正文が朝日新聞に掲載をされておりました。

今のお尋ねでございますが、現在の、分母をネット、分子をグロスというふうにして、所得代替率の定義と計算方法は、これはもう前回の長妻委員の御質問にもありましたけれども、国会で決められた法律で定められているということが、まず第一点であります。国民の皆様方に明確に御理解を賜るためにも、この計算方法は法律で決まっているということでございます。

厚生労働省は、この法律で定められたとおりに計算をしております、その値が将来にわたって五〇%を割り込むことがないか、五年に一遍、財政検証を行っているというのが今のプラクティスであります。

分母、分子をともにグロスやネットにそろえた値は、現行の計算方式とは異なる物差しではかられたものでありまして、物差しが異なれば目標値も変わってくる以上、これらが現行の計算方式で保障している五〇%をいつ割り込むのかに政策的な意味がない、国民に混乱を生じさせるおそれがあることから、そういうようなことは、お求めの値をお答えすることは差し控えたいと思っております。

ます。

なお、分子、分母ともに例えばグロスとした場合、それについてのお尋ねをいただいたんですね。（発言する者あり）

では、そういうことでございます。

○長妻委員 これは確かに法律のトリガーではない、このグロス分のグロスとかネット分のネット。それは前提としてわかりますが、ただ、国民の実感からいうと、これはOECD諸国も合わせているわけで、今確認されている限りでは先進国でも合わせているわけで、やはり国民の実感からすると、私は、ネット分のネットが国民の実感、つまり、可処分所得分の可処分所得、現役世代の可処分所得の平均値分の老後の年金の可処分所得、つまり、年金から社会保険料などを支払った後のもの、これが実感に非常に近いと思うんですね。

では、それが半分を割るのは、あと何年後なのかというの、これは、国会での議論のためのデータとしては私は必要だと思わんですが、計算をぜひこれを出していただきたいんですが、計算をさせていただきたいと思うんですが、これは計算されているはずですから、ぜひ大臣、お願いします。
○塩崎国務大臣 さっき申し上げたとおり、今までの計算方式と異なる物差しで、分母、分子ともにグロスにするとかネットにするとか、いろいろあり得るわけでありませうけれども、物差しが異なる、当然、今までずっと、これは長妻厚労大臣のときも同じ目標値をお持ちになっていたわけで、長妻大臣もこの数字を同じ定義でお使いになつてきたわけでありませう。つまり、連続性があるとい

うことなんですね、国民にとつても。

これが現行の計算方式で保障している五〇%をいつ割り込むかというようにことで計算をせいでいうことでありませうけれども、これは国民に、先ほど申し上げたとおり、混乱を生じさせるようなおそれがあるので、お求めの値をお答えすることは差し控えたいと思います。

物差しが異なるということ、これは、五〇%ということは今まで申し上げてきた、長妻大臣もおっしゃって来た、これと比較することになれば、言ってみれば、メートルとヤードとを、一メートルと一ヤードを同じものとして比較するようなものでありますので、そのところはよく考えていただいた方がよろしいのではないかなというふうに思っております。

○長妻委員 いや、ですから、質問の趣旨をちょっとちゃんと理解していただきたいんですが、私も、何か法律を変えて、所得代替率をネット、ネットに法律上してくれ、こういうことを申し上げているのでなくて、今の法律はそういうふうにおっしゃったような状況になつていくけれども、やはり国会の年金の議論に欠かせない私はデータだと思つて、それを出す必要があるんじゃないのかということをお願いするんですね。

仮に、その所得代替率、法律で決まっていますのが、ネット、ネットとかグロス、グロスとか、そろつていけば、百歩譲つてそういう議論もあり得るのかなとも思いますけれども、そもその法律で規定されているものが、諸外国には今のところないようなばらばらの分子、分母で、つまり、

結果として大きく見せるようなそういう数字になつていくから、ちゃんと正確な実感をあらわした数字をやはり出さないとだめだ。

さっき、国民に混乱を生じさせるという話がありましたけれども、国民はばかじゃありませんよ。ちゃんときちんと説明してデータを出せば、国民の皆さんもちゃんと理解するわけでありませうから、国民の皆さんは誤解をするからそういうのは出さない、国民の皆さんはよく考えずにぱつと理解しちゃうからそういうのは出さない。余りにも国民をばかにした話じゃないかというふうに思うわけでありませう、なぜ、参考のデータとして出してほしいと私は申し上げているわけでありませうから、ぜひ御検討をするというぐらいの答弁もできないんですね。

○塩崎国務大臣 これは当然、厚生労働大臣経験者である長妻先生は、先々をよくごらんいただいた上で年金のことについていつも議論を賜ってきたんだろうというふうに思っておりますが、先ほど、他の国にあるかないかというお話がありました、それが、いわば、人口ピラミッドの先行きを見通してみれば、日本というのはやはり極端な逆三角形になつていく国であります。

つまり、これは肩車型に向かつて進んでいるとよく言われますが、それはまさに、賦課方式を原則とする今の年金制度のもとで、どういう形でいけばこの年金制度が持続可能性があり、なおかつ、三党合意でも行われましたが、その中で、賦課方式の限界をどう乗り越えていく仕組みを、単に年金制度だけではなくて組み合わせていくのかとい

うことが大事なんだということは、三党合意で、民主党政権時代に三党で合意をしたことであるわけで、それを一つ一つこなしていつているのが今の年金の改革であり、今回御審議をいただいている二十五年、十年もその一つ、そして、今回の将来年金確保法案もその一つということであり、そういう意味で、今御議論いただいたように、外国で同じようにネット分のグロスとやっているところははないじゃないかということであり、それは、今申し上げたとおり、日本が少子高齢化が極端な形で世界の中で最先端で進んでいく中であることでありますし、それについて、何よりも大事なものは、長妻大臣時代も含めてこの五〇％というのをお約束してきたことで、これは岡田当時の副総理も認めてこられたことでもありますので、そこところはよく、どういう物差しを使っているのかということについて、頭の体操をするのはそれはあり得るかも知れないということ、この間、次の財政検証に向けて、何が国民にとって意味のあることなのかということを、今の法律で定められたことに加えて、あるのかどうかということとは検討をしていくということは申し上げたわけであり、すけれども、事この五〇％の所得代替率の目標というものは、これはずっと一貫してあるものでございますので、これはこれとしておきながら、絶えず今回のように年金制度は改善をしてきているわけであり、そのところ、はさまぎま配慮しながらやっていかなければならないというふうに考えております。

○長妻委員 大臣、いろいろ厚労省が持っている

データというのは、自分たちが出す出さないを全面的に判断できるものではなくて、やはり公共財ですから、税金で集めたデータでありますので、参考データとしてそういうのを計算するというところ、これは厚労省の責務だと思います。であればということ、出していただけるという話だったんですが、かたくなに拒絶をされておられるので、これは私の方でちょっと計算をしてみました。

配付資料の一ページ目でございますけれども、グロス所得代替率、グロス分のグロス、ネット所得代替率、ネット分のネット、これが五〇％を下回る時期、機械的計算というものでございます。

これは、厚労省の中に財政検証詳細結果等というジップファイルがございますので、各年の詳細な金額等が書いてございますので、これを参考にしました。

ただ、機械的に数字を置いている大きな二つを申し上げますと、グロス所得代替率の計算に必要な現役男子の収入に占める可処分所得割合は、平成二十六年財政検証で用いられた〇・八一四、この数字を今後もずっと続くという前提で用いました。

そしてもう一つ、ネット所得代替率の計算に必要な年金受給世帯の可処分所得割合は、総務省統計局にある、夫六十五歳以上、妻六十歳以上の夫婦のみの無職世帯の可処分所得十八万五千六円を、同世帯の実収入二十一万四千八百六十三円で除して算出した〇・八六一、これがずっと続くという前提で機械的に算出をいたしました。

そうすると、ケースEでいうと、グロス所得代替率が半分を、五〇％を下回る年というのはことしというような結果が出ました。これはケースAからケースHまででございます。

つまり、国民の実感に多少近いネット所得代替率を見てもみまうかどうかというところ、これが五〇％を下回る年、ネット分のネットでございますが、ケースE、厚労省が計算をするメーンのケースであります、ケースEでは二〇二五年、あと九年すると、ネット所得代替率、私は国民の実感に近いと思うんですが、これが半分を下回るというような、私にしたら大変考えさせられる数字がここにあるわけで、ケースAであります、ネット所得代替率が半分を切るのが二〇二八年、ケースBが二〇二七年、ケースCが二〇二七年、ケースDが二〇二六年、ケースFが二〇二三年、ケースGが二〇二三年、ケースHが二〇二三年。

グロス所得代替率が五〇パーを下回る年は全て二〇一六年、どのケースでもということなんです、これについてやはり正確に出していただきたいと思うんですが、大臣、いかがでございますか。

○塩崎国務大臣 ただただ驚くばかりのことでありまして、目標の五〇％というものの定義はネット分のグロス、今お出しをいただいているのはネット、ネット、グロス、グロスの仮定計算をしたものであって、それと今までのネット分のグロスの目標値と比較するということが全く意味がないことだということに思いますので、こういう乱暴で、国民に不安をいたさずにおおるようなことはできるだけお控えをいただいた方が、責任あ

る厚生労働大臣経験者としてはわきまえていただくというふうなところであり、そう思うところであり、数字を出すべきではないのか、そうすることで年

○長妻委員 いや、私も今の答弁は驚くべき答弁だというふうに思います。

OECD諸国や諸外国が、ネット分のネットなど、そろえて計算をしているというのは、やはりばらばらに計算をしていると非常に誤解を招くということになるんですよ。それは法律では規定されているというのはいくわかりますけれども、国民実感からすると。

では、大臣、例えば、社会保険料がどんどん上がってくる。例えば、社会保険料がどんどん値上がりする、相当な値上がりする。そうすると、今の所得代替率では、分母が、これは可処分所得だから、どんどん分母は小さくなってきま

すね。ところが、分子は、年金受給者もそれは後期高齢者医療保険料とか介護保険料を払うわけですから、それがどんどん値上がりしても、分子は額面だから減らないんですよ、保険料を引かれても。

ということは、分母が、どんどんどんどん保険料が上がると、減っていくと、年金の額は変わらな

いにもかかわらず、所得代替率がどんどん上がっていく、大きくなる、こういうことになってくるわけです。

金の下支え機能をきちっと議論することになるのではないのか、こういう問題提起をしているわけ

でございます。そして、そうすると、グロス、グロスの所得代替率、グロス分のグロスの所得代替率は、当初、二〇〇四年はどのくらいの値だったのでござい

ますか。○塩崎国務大臣 これは長妻委員には事前にお出しをしておりますけれども、グロス、グロスですね。この場合の数値、平成十六年度、つまり法律

ができたときですが、この数値は四九・八%、平成二十六年の数値は五〇・九%でございます。ただ、繰り返し申し上げますけれども、物差しが異なるわけでありまして、これは、今の目標としてきた五〇%、長妻時代も同じように目標で

ございました五〇%との比較というのは余り意味があるとはとも思えないというふうに思います。○長妻委員 今おっしゃったのも恐らく国会で初

めての答弁だと思っておりますけれども、これも改めて厚労省から、配付資料三ページにございますが、これを拝見して、非常にこれもびっくりするとい

うか考えさせられるというか、そういう思いをいたしました。

つまり、グロス分のグロスで、これはOECDもやっているような計算方法で所得代替率、モデル世帯をやると、二〇〇四年の一番スタート時点が既に五〇%を切っている、四九・八%というよ

うな数値が出ていて、それがもう一回五〇・九%、二〇一四年ということで水面上に浮上をして、そしてまたそれが水面下に下がっていく、五〇%以

下になる、こういう推移をしているわけでありま

す。私は、塩崎大臣にぜひお願いをしたいのは、こ

ういう年金の下支え機能がどういう実態になっているのか、これが、今のですよ、今の所得代替率ではなかなかわからないということはこれは共有

をいただけたらと思うのでございますが、例えば、年金の将来分布というのを政府はちよつと出して

稲垣先生が調べると、マクロ経済スライドをやはり適用した場合は、適用しない場合に比べて、これは等価所得が一人百万円未満である者を貧困と定義して、高齢者全体に占める貧困高齢者の比率の将来見通しをグラフにしたものでございますけれども、やはりマクロ経済スライドをかけていくと相当低年金の人がぐっとふえていく、年とともに急にふえていくというような図でございまして、こういう年金の格差がわかる研究もあるわけです。

ですから、こういうものを厚労省は出せるわけでありまして、年金の格差、低年金の方がどう推移していくか、こういうデータを出す責任があるんじゃないのかというふうにも私は考えております。

そして、もう一つ言えば、十四ページを見ていただきますと、これは毎日新聞の記事でございますが、この前も榎木議員から話がありましたけれども、いろいろな保険料の負担増、あるいは自己負担増がどんどどこ議論されているという記事でありますけれども、仮に、決定する前にこういうものが実際に実行されたらば、高齢者にどういう影響が与えられるのかということが一切試算がされていない、トータルでは。

ですから、こういうものについてもトータルで試算をしていただきたいというふうに考えるところでございます。こういう負担増が、新たにたたくさんのメニューが起こっていくと、例えばこれという、後期高齢者医療制度では保険料軽減の特例廃止、高額療養費制度では七十歳以上の自己

負担額の上限引き上げとか、入院時の光熱費を自己負担にするとか、かかりつけ医以外を受診した場合、定額負担を導入とか、高額介護サービスの自己負担上限引き上げ、通常一割の自己負担を二割にする対象拡大とか、いろいろな検討事項がこれはあるわけです。

こういう検討事項をやつたらば、トータルで、例えば生活保護基準以下に落ち込んでしまう高齢世帯は一体何%ぐらいあるのか、何人ぐらいいるのか、そういうような試算を出していただくことが年金の議論にも資すると思うんですけれども、以上、いかがでございますか。

○塩崎 国務大臣 まず、お配りをいただいている資料の十二ページに、マクロ経済スライドを適用しない場合とありますが、厚生労働大臣経験者の長妻先生がよもやマクロ経済スライドを適用しないということを書いていらつしやると思えないので、私の方からそうではないですよと質問をしたいぐらいであります。私は質問しちやいけないことになってるので、あれですけれども。

つまり、マクロ経済スライドはもともと、先ほど申し上げたように、年金におけるいわゆる賦課方式の助け合いの仕組みと、その助ける側が将来の年金をもらう側になったときのことも考えた上の分かち合いの仕組みであるわけで、まさに未来への責任を果たす、そして、両世代を考えた上でのぎりぎりのやはり配慮をしている制度として、これは民主党政権も、野田当時の総理もお認めをいただいていたわけでございます。そういうことを考えていただかなければいけない。

しかし、そうはいいながら、低所得者対策、低年金者対策については、これは極めて重要な問題であつて、これはさつきも申し上げたとおり、賦課方式の、言ってみれば、果たし得ないことについては別途政策対応をしようということで、年金生活者支援給付金を導入し、そして医療、介護の保険料の軽減をし、そして被用者保険の適用拡大をする、あるいは、今回御議論を賜っている、二十五年を十年にすることによって無年金者を極力減らす、こういうようなことを総合的に対策として打っていくというのが私たちがやるべきことであり、これは、淡々と一体改革の哲学を實踐しているということを繰り返して申し上げているわけがあります。

したがって、そういうことをやるべき状況かどうか等についてはいつも目配りをしていかなきゃいけないということ、私たちもそのとおりに考えているところでございます。

○長妻 委員 いや、全く答えていないですね。将来推計、年金の分布、これをしていただきたい、検討していただきたいということに答えずに、質問を曲解して、何かおかしな答弁がずっと続いておりますけれども。

私が問題意識として持つておりますのは、年金が破綻する前に老後の生活が破綻してしまうのではないのか、こういう問題意識のもと質問しているわけでありまして、そんなお役人みたいな、年金局長みたいな答弁はやめてください。

最後に一問申し上げますと、では、社会保障プログラム法第六条に書いてあります。高所得者の

年金給付のあり方の見直しということで、これは今未着手だと思えます。我々はクローバツクの法律も政権のときに考えましたけれども、これはいつやるというおつもりですか。つまり、高額受給者の税金部分を我慢していただいて、それを低年金者に振り向ける、これはいつやるおつもりですか。

○塩崎国務大臣 その前に、年金局長のような答弁ということですが、やはり、未来への責任ということを綱領に書いている民進党の考え方が、そのとおりに言われているかどうかということを問う政治としての私は議論をしているつもりでございますので、あしからず御理解を賜りたいと思いません。

恐らく、プログラム法におけるクローバツクの問題だろうと思いますが、このクローバツクにつきましては、社会保障審議会年金部会で議論が行われて、高齢者世代内の再分配につきましては、年金制度内部にとどまらないで、年金課税、あるいは福祉制度など、より大きな視点から、公平公正となるように幅広い議論が必要であるといったような指摘がありました。これで引き続き議論を行っていくというふうに考えております。

なお、クローバツクにつきましては、社会保障・税一体改革においても当時の民主党政権が法案を提出されていたわけでありませけれども、三党協議において、保険料納付インセンティブに与える悪影響、それから、約束をした給付が支払われないのは社会保険の原則に反するのではないかといったような懸念が次々出されまして、法案から

削除をされた経緯があるというふうに理解をしております。

○長妻委員 これで質問を終わりますけれども、プログラム法に書いてある改革すらやらない、これは本当に、老後の生活が破綻するのかもしれないか、こういうぜひ真摯な議論を政府の中でもちゃんとしていたきたいということを申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございました。